

自動車事故防止対策支援推進事業の募集開始について!!

令和2年10月26日

滋賀県トラック協会

国土交通省で実施されます、自動車運送事業者（トラック、バス、タクシー）に対する交通事故防止にかかる下記、先進安全自動車（ASV）や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組みを支援する自動車事故対策費補助事業が10月29日から開始されますので周知方ご案内致します。

なお、詳細は国土交通省ホームページを参照して下さい。また、申請窓口は近畿運輸局滋賀運輸支局（077-585-7252）に直接提出して下さい。

（支援事業の内容）

1. 先進安全自動車（ASV）の導入支援（車両総重量 3.5ト超対象）

① 受付期間：令和2年10月29日（木）～令和3年1月29日（金）

② 補助率：取得経費の1/2

③ 対象装置及び補助限度額：（一台当り）

・衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置 → 各10万円

・ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、車線維持支援制御装置 → 各5万円

・先進ライト → 10万円

・側方衝突警報装置 → 5万円

※ なお、同一車両に複数装置車は15万円限度

2. デジタル式運行記録計／ドライブレコーダー導入支援

① 受付期間：令和2年10月29日（木）～同年12月18日（金）

② 補助率：取得経費の1/3（一事業者あたり80万円限度）

③ 対象装置及び補助限度額：（一台当り）

・デジタル式運行記録計 → 車載器3万円 事務所機器10万円

・映像記録型ドライブレコーダー → " 2万円 " 3万円

※ 国交省認定機種に限る別途対象機器一覧のとおり

※ 上記同時購入の場合上限 5万円/13万円

3. 過労運転防止のための機器導入支援

① 受付期間：令和2年10月29日（木）～同年12月18日（金）

② 補助率：取得経費の1/2（一事業者あたり80万円限度）

③ 対象装置（一部機器で一台あたりの上限あり）：

・ITを活用した遠隔地における点呼機器

・運行中における運転者の疲労状態を測定する機器

・休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器

・運行中の運行管理機器

※上記1.～3.の補助対象装置、機器は、令和2年4月1日以後に導入されたものが対象です!!

4. 社内安全教育の実施に対する支援

① 受付期間：令和2年10月29日（木）～同年11月20日（金）

② 補助対象：国土交通大臣の認定を受けている事故防止コンサルティング

③ 補助率：コンサル利用経費の1/3（一事業者あたり100万円限度）

（連絡先）担当：大橋、富田 TEL077-585-8080